

区画線設置工事共通仕様書

令和8年4月
熊本県土木部

区画線設置工事共通仕様書

目 次

第1章 総則

| | | |
|-----|--------|---|
| 第1条 | 適用範囲 | 1 |
| 第2条 | 交通安全管理 | 1 |
| 第3条 | 色 彩 | 1 |
| 第4条 | かし担保 | 1 |
| 第5条 | 施工の中止 | 1 |
| 第6条 | 跡片付け | 1 |

第2章 熔融式

| | | |
|-----|----------------|---|
| 第7条 | 材料及び品質 | 2 |
| 第8条 | 施工（ハンドマーカーク工法） | 2 |

第3章 加熱式

| | | |
|------|--------------------|---|
| 第9条 | 材料及び品質 | 3 |
| 第10条 | 施工（車載式スプレーマーカーク工法） | 3 |

第4章 常温式

| | | |
|------|--------|---|
| 第11条 | 材料及び品質 | 4 |
| 第12条 | 施工 | 4 |

第5章 その他

| | | |
|------|---------------------------|---|
| 第13条 | 標示の消去 | 5 |
| 第14条 | 施工業者名及び施工年月日等の打刻表示（熔融式のみ） | 5 |

第1章 総 則

第1条 適用範囲

熊本県が施工する区画線設置工事については、土木工事共通仕様書によるほか本仕様書によるものとする。

第2条 交通安全管理

1. 請負者は、工事の施工にあたって交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分に注意するものとする。
2. 塗装後ただちに車両及び通行者による逃着防止のため防護施設を交通の支障が極めて少ないように配置し、乾燥後はすみやかに撤去しなければならない。

第3条 色 彩

区画線及び道路標示の色彩は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。

なお、黄色は JIS Z 8721 に規定する 5.5YR6.5/12 で表されたものとする。

第4条 かし担保

耐久年数は特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は請負人の負担において手直し、又は再施工により機能を回復するものとする。

溶融式 12ヶ月

加熱式 6ヶ月

常温式 3ヶ月

第5条 施工の中止

降雨、気温の低下により施工に適さないと判断された場合は、すみやかに中止し、監督職員に報告するものとする。

第6条 跡片付け

塗装が終了したならば、はみ出した塗膜やたれこぼした塗料及び散逸したガラスヒーズは必ず除去するものとする。

第2章 溶 融 式

第7条 材料及び品質

1. 塗料

塗料は顔料、体質材及び反射材からなる固定成分と結合材（合成樹脂）を調合した熱可塑性化合物で JIS K 5665 の3種1号に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズは、JIS R 3301 の1号とする。

3. 品質証明

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督職員に提出するものとする。

第8条 施工（ハンドマーカーク工法）

1. 材料の溶融

塗料は概ね 180～220℃まで加熱し、作業性、接着性、仕上りに適した一定粘度の塗料供給ができるものとする。

2. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、ほうき、デッキブラシ及びガスバーナー等を用いて完全に除去するものとする。また既設の区画線への再塗装の場合は、旧塗料の密着具合を調べ、はがれるおそれのある箇所は除去するものとする。

3. 作図

芯出し、寸法等の計測は、設計図書に基づき正確を期するものとする。

作図にあたっては事前に監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

4. プライマー塗布

塗布は、塗り残しのないように入念に行うものとする。

5. 塗装

(1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督職員の承諾を受けるものとする。ただし、復旧や引き直し等において施工延長が短い場合についてはテスト引きの可否を監督職員に協議できるものとする。

(2) 塗装は、プライマーの溶剤乾燥後に行うものとする。

(3) 塗膜の表面には塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。散布量は幅 15cm、長さ 1 m 当たり 25 g を標準とする。

(4) 塗装の仕上げ厚さは 1.5 mm を標準とする。

(5) 冬期の路面温度が 5℃以下で施工する場合は、路面の予熱塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させるよう努めるものとする。

第3章 加熱式

第9条 材料及び品質

1. 塗料

塗料は顔料、体質材料及び溶剤と結合材（合成樹脂）と調合した化合物で JIS K 5665 の2種に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズは、JIS 3301 の1号とする。

3. 品質保証

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督職員に提出するものとする。

第10条 施工（車載式スプレーマーカー工法）

1. 材料の加温

塗料は概ね 50～80℃に加温して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。

2. キャリブレーション検定

スプレーマーカーの塗装は、前もってマーカーの能力を検定し、吐出量塗布量から施工スピードを決定し監督職員の承諾を受けるものとする。

3. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、ほうき、デッキブラシ及びガスバーナー等を用いて完全に除去するものとする。また既設の区画線への再塗装の場合は、旧塗料の密着具合を調べ、はがれるおそれのある箇所は除去するものとする。

4. 作図

芯出し、寸法等の計測は、設計図書に基づき正確を期するものとする。

作図にあたっては事前に監督職員に報告しその指示を受けるものとする。

5. 塗装

(1) キャリブレーション検定により決定したマーカーの施工にスピードで塗装するものとする。

(2) 塗料の使用量は、幅 15 cm、長さ 1 m 当たり 0.065 リットルを標準とする。

(3) 塗膜の表面は、塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。

散布量は幅 15cm、長さ 1 m 当たり 58 g を標準とする。

(4) 冬期の路面温度が 5℃以下で施工する場合は、路面の予熱、塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させるよう努めるものとする。

第4章 常 温 式

第11条 材料及び品質

1. 材料

(1) 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたもので JISK5665 の1種に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズは JIS R 3301 の1号とする。

3. 品質証明

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督職員に提出するものとする。

第12条 施 工

(手作業、ハンドスプレーマーカー工法、車載式スプレーマーカー工法)

1. 材料の希釈

塗料は専用シンナー10～20%で希釈し、作業性、接着性、仕上がりに適した一定粘度とするものとする。

2. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、デッキブラシ及びシンナー等を用いて完全に除去するものとする。

3. 作図

芯出し、寸法等の計測は、設計図書に基づき正確を期するものとする。

作図にあたっては事前に監督職員に報告しその指示を受けるものとする。

4. 塗装

(1) 塗料の使用量は、幅 15 cm、長さ 1 m 当たり 0.047 リットルを標準とする。

(2) 塗膜の表面には、塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。散布量は幅 15 cm、長さ 1 m 当たり 37 g を標準とする。

第5章 そ の 他

第13条 標示の消去

標示の消去は、切削、焼去、熱風等を用いて抹消することとするが、路面を著しく損傷しないよう路面の状況に適した方法で施工するものとする。

なお、施工にあたり監督職員の承諾を受けるものとする。

第14条 施工業者名及び施工年月日等の打刻表示（溶融式のみ）

請負業者は、業者固有名称及び施工年月を表示しなければならない。表示位置については監督職員と協議するものとする。